

県央地域観光ルートPR等業務に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

県央地域観光ルートPR等業務

2 委託する業務の内容

別紙「県央地域観光ルートPR等業務仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 契約の方法

提案公募による随意契約（企画コンペ方式）

5 委託費の上限

1,414,000円

※上記金額には、消費税及び地方消費税額を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

なお、委託業務の対象経費は、業務の実施に必要な諸経費（人件費、広告掲載費、資料作成費等）であり、備品購入など受託者の財産取得に係る経費は認めない。

6 契約保証金

①契約の相手方は、委託者が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行した時に返還する。

② ①に関わらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2年間の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

7 受託者の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により、入札参加資格の有資格者として「業種」の「広報・広告業務－企画・制作」に登録された者であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できるための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書等の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行ったもの又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次の②及び③に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 企画提案について

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙【別紙様式1】

② 企画提案書（様式自由、ただし、パンフレットの改訂案についてはA3判、詳細は8(2)①イを参照のこと）

③ 企画コンペ参加資格の条件を満たすことの誓約書【別紙様式2】

④ 会社概要【別紙様式3】

※会社概要の分かるパンフレット等

⑤ 事業者の取組に関する申出書及び添付書類【別紙様式4】

※必要な書類を添付すること

⑥ 本業務の遂行に当たっての参考見積書（様式自由）

・詳細な算出基礎を明示すること。

(2) 企画提案書の内容

次のものを提案書に盛り込むこと。

①企画・提案

ア 別添の「仮想ルート」を紹介する動画について、絵コンテ等で映像の内容が把握できるものを作成すること。(様式自由)

イ 別添の「仮想ルート」のパンフレットのデザイン・レイアウト原稿(A3判に実際のパンフレットサイズである182mm×182mmで表記、カラー、1ページ)

※写真は、県HPの本コンペ提案募集記事に掲載しているものをDLして使用すること

ウ 業務完了までのスケジュールを示すこと。

エ 業務を行うにあたっての体制が分かる組織図を示すこと。

②類似実績・実施体制

③広報計画

・動画の広報の期間及び配信回数等を記載すること

・本事業の実施に際し、パンフレットの配布先等、その他周知できる有効な提案があれば記載すること

(3) 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

(4) 提出期限

令和7年(2025年)11月14日(金)17時必着

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 提出先

「14 問合せ・提出先」に同じ

(7) 質問について

・質問がある場合は、令和7年11月5日(水)17時までに質問書(別紙様式5)により電子メールで送信すること。

(送信先: tokunaga-t-d@pref.kumamoto.lg.jp)

・回答は電子メールで送信する。(質問内容及び回答内容について、応募者全員に周知する必要があると判断した時は、11月11日までに県HPで周知する場合がある。

(8) その他

・企画書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

・提出された企画書等は、返却しない。なお、今回採用とならなかった案については、参加者に無断で使用しないものとする。

9 審査について

(1) 書面審査の実施

提出を受けた企画提案書等を基に書類審査を実施する。

(2) 選定方法

県庁内に審査会を設置の上、下記「審査基準」に基づき厳正に審査し、各審査員の評価点の合計を総合評価点とし、これが最も高い提案者を契約候補者

とする。

なお、総合評価点が高点となった場合は、「1 企画の内容」の項目に係る各審査員の合計点が高点の提案者を契約候補者とする。

ただし、採用基準点を60点とし、各審査員の評価点の平均が採用基準点に満たさない場合は、採用しない。

< 審査基準 >

	評価項目	評価ポイント	配点
1	企画の内容	<動画の制作について> ○本業務の趣旨を理解し、効果的なプロモーションのための内容となっているか。 ○絵コンテ等により視覚的に分かりやすく表現し、ルート上の観光地などの映像の内容が把握できるものとなっているか。 <パンフレットの改訂について> ○既存のパンフレットに掲載のルート等のデザイン・レイアウトを踏まえた構成になっているか。 <広報について> ○動画の配信やパンフレットの配布先等について有効な提案がなされているか。	60
2	実施体制	○実施体制は明確で、円滑な事業実施に必要な人員や体制が確保されているか。 ○本業務と類似した業務の実績はあるか。	20
3	見積書	○見積書の内容は具体的で、提案内容に対して妥当なものか。	15
4	事業者の取組 （公告日現在）	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1
		②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）	1
		③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある	1
		④熊本県SDGs登録制度に登録していること	1
		⑤パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	1
合 計			100

1 0 採否の通知

選考結果については、決定後、提案書表紙記載の住所あてに文書にて通知する。

1 1 採択決定後の手続

- (1) 見積書の提出
- (2) 契約保証金の納付（熊本県会計規則第78条に該当する場合を除く）
- (3) 委託契約書の締結
- (4) 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出
- (5) 委託費の支払い（精算払いを原則とする）

1 2 その他留意事項

受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「7 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。その場合は、次点者を受託候補者とする。

1 3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 質問の期限 | 令和7年（2025年）11月 5日（水） |
| (2) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年（2025年）11月14日（金） |
| (3) 審査会 | 令和7年（2025年）11月中旬 |
| (4) 結果通知 | 令和7年（2025年）11月21日（金）（予定） |
| (5) 契約締結・業務開始 | 令和7年（2025年）11月下旬予定 |

1 4 問合せ・提出先

〒862-8570（住所記載不要）

熊本県県央広域本部総務部振興課（企画振興部地域振興課内）

担当 徳永

電話：096-333-2180 FAX：096-381-9001

メール：tokunaga-t-d@pref.kumamoto.lg.jp